

勤務形態一覧表の作成

次のいずれかに該当する場合、勤務形態は「B(常勤兼務)」または「D(非常勤兼務)」になります。
 (1)介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護の両方の業務に従事する場合
 (2)短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護の両方の業務に従事する場合
 (3)当該事業所の他の職務を兼務する場合

介護老人福祉施設に(介護予防)短期入所生活介護を併設する場合、両方のサービス名を記入してください。

従業者の勤務の体

(R3年6月分)

サービス種類

(介護老人福祉施設・(介護予防)短期入所生活介護)

事業所番号()

事業所名()

常勤職員は、他の職務を兼務していない場合、常勤換算は1となります。シフトの都合等で勤務時間が多い場合でも、1を超えることはありません。

ver.2

職種	勤務形態	氏名	勤務日												合計	常勤換算後の人数										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12												
生活相談員	B	鎌倉 五郎		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8	176	1
	B	二宮 四郎		4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	84	0.5
看護職員	B	神奈川 太郎	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	168	1
	B	横浜 花子											4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	84	0.5
	D	川崎 菊代																						6	42	0.2
機能訓練指導員	B	相模 三郎	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	176	1
介護職員	B	横須賀 二郎	8	8		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	176	1
	B	二宮 四郎		4			4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	84	0.5

正社員＝「常勤」、パート＝「非常勤」という意味ではありません。

他職種を兼務する場合、勤務時間を職種毎に割り振る必要があります。
 ※ただし、次の場合は、例外的にダブルカウントが認められています。
 (1)介護支援専門員が当該施設の他の職種を兼務する場合
 (2)看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合で、当該職員によって個別機能訓練加算、機能訓練指導体制加算及び看護体制加算のいずれも算定していない場合

有資格者の配置が必要な職種については、必ず資格名を記入してください。

日常生活継続支援加算やサービス提供体制強化加算(I)を算定する場合、介護福祉士資格を保有する介護職員は資格欄に記入してください。

夜勤職員には○印を付けてください。

常勤職員の休暇等の期間は、暦月で1月を超えるものでない限り、常勤換算の計算上は勤務したものとみなすことができます。その場合、勤務時間欄には「休」と記入し、勤務時間の合計に含めてください。
 ※非常勤職員の休暇は常勤換算の計算に含めることはできません。

勤務形態 A 常勤専従 B常勤兼務 C非常勤専従 D非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間

5日 (a) 週 40時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間

8時間 (c)

常勤職員によって勤務すべき曜日が同じ場合と異なる場合で計算方法が異なります。

6月の常勤職員が通常勤務すべき日数

21.4日 (d)

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足し上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 ← (月の日数-28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数

(c) × (d) 171.2時間 (e)

常勤換算 常勤専従職員(短期入所との兼務は専従とみなす)の人数 + (非常勤職員等の勤務時間数合計 ÷ 常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))

勤務形態一覧表の作成例(ユニット型施設)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(R3年6月分)

氏名		勤務日											4週間の合計				勤務の勤務		算後の								
氏名		日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	勤務	の勤務	算後の									
(Iユニット)																											
介護職員	B 介護福祉士 O A		ア	ウ	エ		ウ		ア	ウ	エ		イ	ア	ウ	エ	イ	ア	ウ	5	4	9	4	0	176	40	1
介護職員	B 介護福祉士 B		イ	イ	ア	ウ		イ	イ	ア	ウ		イ	イ	ア	ウ		イ	イ	8	10	4	0	0	176	40	1
介護職員	B 介護福祉士 C		ウ	エ	イ		ア	ア	ウ	エ	イ		ア	ア	ウ	エ	イ	ア	ウ	8	3	5	5	1	176	40	1
介護職員	B 介護福祉士 D		ウ		イ	ウ	エ		ウ		イ	ウ	エ		ウ		イ	ウ	エ	0	4	8	5	0	136	32	1
(IIユニット)																											
介護職員	B 介護福祉士 O F																										
正社員	E		イ																								
介護職員	B 介護福祉士 H		ウ	ア																							
介護職員	B 介護福祉士 D (Iユニット)		ウ																								
介護職員	D 介護福祉士 J																										
勤務割り		ア	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
日常生活継続支援加算やサービス提供体制強化加算(I)を算定する場合、介護福祉士資格を保有する介護職員は資格欄に記入してください。		1	1	1	0	2	2	1	1	1	1	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

勤務形態 : A常勤専従 B常勤兼務 C非常勤専従 D非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 **5**日 (a) 週 **40**時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 **8**時間 (c)

6月の常勤職員が通常勤務すべき日数 **22.0**日 (d)

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 + (月の日数 - 28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) **176.0**時間 (e)

常勤職員は、他の職務を兼務していない場合、常勤換算は1となります。シフトの都合等で勤務時間が多い場合でも、1を超えることはありません。

日中時間帯(朝食から夕食まで)については各ユニットで常時1人以上配置されている必要があります。(空きがないように配置します。)

夜間及び深夜については、ペアである2ユニットに1人の職員を配置します。

複数ユニットに跨ぐ場合は各ユニットにおける勤務時間の合計数をわかりやすく記載してください。

常勤職員によって勤務すべき曜日が同じ場合と異なる場合で計算方法が異なります。